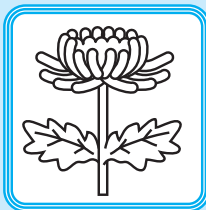


明るい選挙 寄附禁止のルール

政治家が選挙区内のかたに、お金や物を贈ることや、有権者が政治家に寄附を求めることは、法律で禁止されています。

寄附禁止のルールを守って、明るい選挙を実現しましょう。

例えば、こんな行為が寄附禁止の対象になります！



葬式の香典※や
供花など



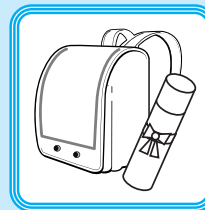
祭りの寄附や
飲食物の差し入れ



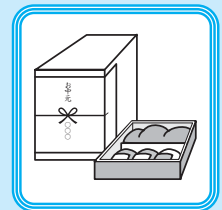
結婚祝※



就職祝・出産祝



入学祝・卒業祝



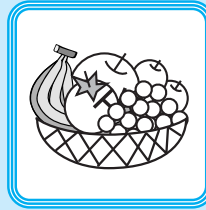
お中元やお歳暮



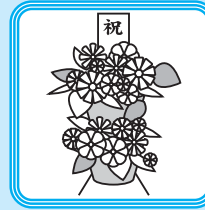
政治家の寄附は
レッドカード



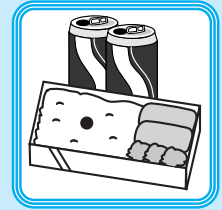
町会・自治会の集会や
旅行などの催事への
寸志や飲食物の差し入れ



病気見舞い



落成式・開店祝の
花輪など



地域の行事や
スポーツ大会への
飲食物の差し入れ

※以下の場合には処罰されません。
政治家本人が自ら出席する、結婚披露
宴の祝儀または葬式や通夜の香典。し
かし、選挙を目的とした場合や通常の
常識を超えている場合は処罰されます。

1 政治家の寄附の 禁止

政治家（候補者、候補者になろうとするかたおよび現に公職にあるかた）が選挙区内のかたに寄附すること（政党や親族に對するもの、政治教育集会に關する必要やむを得ない実費の補償は除く）は、いかなる名義の寄附でも禁止されています。

なお、政治家以外のかたが、政治家名義の寄附をすることも禁止されています。

また、政治教育集会に關する実費の補償でも、食事や食料の提供は禁止されています。

2 政治家への寄附の 勧誘、要求の禁止

有権者が、政治家に対し、寄附を出すように勧誘や要求をすることは禁止されています。

3 後援団体の寄附の 禁止

後援団体（いわゆる後援会）が、香典、祝儀のほか物品の供与を行うことも禁止されています。

4 時候のあいさつ状の 禁止

政治家は、選挙区内のかたに對し、答礼のための自筆のものを除き、年賀状や暑中見舞状などの時候のあいさつ状を出すことは禁止されています。

5 あいさつを目的と する有料広告の禁止

政治家や後援団体が、選挙区内のかたに對し、新聞や雑誌、テレビ、ラジオなどにより、あいさつを目的とした有料の広告を出すことは禁止されています。



みんなで守ろう 「三ない運動」

贈らない
求めない
受け取らない

問い合わせ：

選挙管理委員会事務局

☎ (259) 79411

FAX (258) 5877